

静岡県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改める。

令和 4 年 3 月 29 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後
<p>(文書等の種類及び書式)</p> <p>第 8 条 文書等の種類は、次に掲げるもののほか、<u>法務文書課長</u>の定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 文書等の書式は、別に定めがあるもののほか、<u>法務文書課長</u>の定めるところによる。</p> <p>(事務担当者の收受手続)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2 前項の收受日付印の日付は、<u>法務文書課</u>で收受日付印を押してあるものについては、その日付と同一の日付を用いるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(文書等の発送)</p> <p>第 55 条 文書等を発送しようとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 教育総務課又は <u>法務文書課</u> に発送棚が備え付けられているあて先への文書等(第 3 号に規定する文書等を除く。)は、秘密を要するものを除き、封入しないで発送棚に入れること。</p> <p>(2) 前号の発送棚がないあて先への文書等(次号に規定する文書等を除く。)は、主管課(室)で封入し、<u>法務文書課長</u> が定める締切時限までに、<u>法務文書課</u> に回付すること。</p> <p>(3) 書留、速達、配達証明、内容証明等特殊扱いを要する文書等及び前号の締切時限の後に発送することを要する文書等(以下「締切後</p>	<p>(文書等の種類及び書式)</p> <p>第 8 条 文書等の種類は、次に掲げるもののほか、<u>文書課長</u>の定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 文書等の書式は、別に定めがあるもののほか、<u>文書課長</u>の定めるところによる。</p> <p>(事務担当者の收受手続)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2 前項の收受日付印の日付は、<u>文書課</u> で收受日付印を押してあるものについては、その日付と同一の日付を用いるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(文書等の発送)</p> <p>第 55 条 文書等を発送しようとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 教育総務課又は <u>文書課</u> に発送棚が備え付けられているあて先への文書等(第 3 号に規定する文書等を除く。)は、秘密を要するものを除き、封入しないで発送棚に入れること。</p> <p>(2) 前号の発送棚がないあて先への文書等(次号に規定する文書等を除く。)は、主管課(室)で封入し、<u>文書課長</u> が定める締切時限までに、<u>文書課</u> に回付すること。</p> <p>(3) 書留、速達、配達証明、内容証明等特殊扱いを要する文書等及び前号の締切時限の後に発送することを要する文書等(以下「締切後</p>

発送文書等」という。)は、決裁文書を添えて法務文書課の承認を受けた後、郵券の交付を受けて、主管課(室)で発送すること。この場合において、速達又は締切後発送文書等については、事前に文書管理者の承認を受けなければならない。

④ (略)

2 (略)

(登載手続)

第 57 条 県公報に登載する事項の原稿は、決裁文書に基づき主管課(室)で浄書及び照合をし、「しずおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して、発行日前4日の午前10時までに法務文書課へ回付しなければならない。この場合において、県の休日は、1日に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、法務文書課長は、特に必要があると認めるときは、原稿の回付の方法又は期限を変更することができる。

(校正)

第 60 条 県公報の校正は、法務文書課及び主管課(室)で行う。

(訂正の手続)

第 61 条 主管課(室)長は、県公報に登載された事項に誤りを発見したときは、直ちに、その旨を法務文書課長に通知しなければならない。

(公文書ファイルの引継方法)

第 67 条 (略)

2 (略)

3 法務文書課長は、公文書ファイルの引継ぎを受けるときは、当該公文書ファイルの引継ぎに係る所要事項を調査することができる。

(引き継いだ公文書ファイルの引上げ等)

第 68 条 主管課(室)長は、法務文書課長の承認を受けて、引き継いだ公文書ファイルを当該主管課(室)に引き上げることができる。

2 (略)

発送文書等」という。)は、決裁文書を添えて文書課の承認を受けた後、郵券の交付を受けて、主管課(室)で発送すること。この場合において、速達又は締切後発送文書等については、事前に文書管理者の承認を受けなければならない。

④ (略)

2 (略)

(登載手続)

第 57 条 県公報に登載する事項の原稿は、決裁文書に基づき主管課(室)で浄書及び照合をし、「しずおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して、発行日前4日の午前10時までに文書課へ回付しなければならない。この場合において、県の休日は、1日に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、文書課長は、特に必要があると認めるときは、原稿の回付の方法又は期限を変更することができる。

(校正)

第 60 条 県公報の校正は、文書課及び主管課(室)で行う。

(訂正の手続)

第 61 条 主管課(室)長は、県公報に登載された事項に誤りを発見したときは、直ちに、その旨を文書課長に通知しなければならない。

(公文書ファイルの引継方法)

第 67 条 (略)

2 (略)

3 文書課長は、公文書ファイルの引継ぎを受けるときは、当該公文書ファイルの引継ぎに係る所要事項を調査することができる。

(引き継いだ公文書ファイルの引上げ等)

第 68 条 主管課(室)長は、文書課長の承認を受けて、引き継いだ公文書ファイルを当該主管課(室)に引き上げることができる。

2 (略)

(引継ぎ後の公文書の閲覧等)

第 69 条 引継ぎ後の公文書を閲覧しようとする者は、法務文書課長 に、各課(室)で管理している文書保存カードを提示し、閲覧簿に必要事項を記入しなければならない。この場合において、貸出しを受けようとするときは、様式第 19 号 による保存文書貸出票に必要事項を記載して 法務文書課長 に提出しなければならない。

2 前項後段に規定する公文書の貸出しに係る貸出期間は、7 日以内とする。ただし、法務文書課長 が必要があると認めたときは、この限りでない。

3 (略)

(電磁的記録の管理方法)

第 71 条 管理規則第 15 条の電磁的記録の管理方法は、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 管理データベースに保存されている公文書ファイルの管理その他当該管理データベースの管理に必要な事項は、法務文書課長 又は教育総務課長が別に定める

(引継ぎ後の公文書の閲覧等)

第 69 条 引継ぎ後の公文書を閲覧しようとする者は、文書課長 に、各課(室)で管理している文書保存カードを提示し、閲覧簿に必要事項を記入しなければならない。この場合において、貸出しを受けようとするときは、様式第 19 号 による保存文書貸出票に必要事項を記載して 文書課長 に提出しなければならない。

2 前項後段に規定する公文書の貸出しに係る貸出期間は、7 日以内とする。ただし、文書課長 が必要があると認めたときは、この限りでない。

3 (略)

(電磁的記録の管理方法)

第 71 条 管理規則第 15 条の電磁的記録の管理方法は、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 管理データベースに保存されている公文書ファイルの管理その他当該管理データベースの管理に必要な事項は、文書課長 又は教育総務課長が別に定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表 1 を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	1	教育総務課	教総
	2	教育政策課	教政
	3	教育DX推進課	教D
	4	財務課	教財
	5	教育厚生課	教厚
	6	教育施設課	教施
	7	義務教育課	教義
	8	高校教育課	教高
	9	特別支援教育課	教特
	10	健康体育課	教健
	11	社会教育課	教社
	12	幼児教育推進室	教義幼
	13	新図書館整備室	教社新
教育事務所	1	静岡教育事務所総務課	東教総
	2	静岡教育事務所地域支援課	東教地
	3	静岡西教育事務所総務課	西教総
	4	静岡西教育事務所地域支援課	西教地
教育機関(県立学校を除く。)	1	中央図書館総務課	中図総
	2	中央図書館企画振興課	中図企
	3	中央図書館資料課	中図資
	4	中央図書館調査課	中図調
	5	総合教育センター総務企画・ICT推進課	総教総
	6	総合教育センター専門支援部研修課	総教専研
	7	総合教育センター専門支援部特別支援課	総教専特
	8	総合教育センター専門支援部教育相談課	総教専教
	9	総合教育センター総合支援部小中学校支援課	総教総小
	10	総合教育センター総合支援部高等学校支援課	総教総高
	11	焼津青少年の家	焼青
	12	観音山少年自然の家	観少
中学校	1	静岡県立清水南高等学校中等部	清南中等
	2	静岡県立浜松西高等学校中等部	浜西中等
高等学校	1	静岡県立下田高等学校	下田高
	2	静岡県立松崎高等学校	松高
	3	静岡県立稲取高等学校	稲高
	4	静岡県立伊東高等学校	伊高
	5	静岡県立伊東商業高等学校	伊商高
	6	静岡県立熱海高等学校	熱高
	7	静岡県立伊豆総合高等学校	伊総高

8	静岡県立韮山高等学校	韮高
9	静岡県立伊豆中央高等学校	伊中高
10	静岡県立田方農業高等学校	田農高
11	静岡県立三島南高等学校	三南高
12	静岡県立三島北高等学校	三北高
13	静岡県立三島長陵高等学校	三長高
14	静岡県立御殿場高等学校	御高
15	静岡県立御殿場南高等学校	御南高
16	静岡県立小山高等学校	小高
17	静岡県立裾野高等学校	裾高
18	静岡県立沼津東高等学校	沼東高
19	静岡県立沼津西高等学校	沼西高
20	静岡県立沼津城北高等学校	沼城高
21	静岡県立沼津工業高等学校	沼工高
22	静岡県立沼津商業高等学校	沼商高
23	静岡県立吉原高等学校	吉高
24	静岡県立吉原工業高等学校	吉工高
25	静岡県立富士高等学校	富高
26	静岡県立富士東高等学校	富東高
27	静岡県立富士宮東高等学校	宮東高
28	静岡県立富士宮北高等学校	宮北高
29	静岡県立富士宮西高等学校	宮西高
30	静岡県立富岳館高等学校	富岳館高
31	静岡県立清水東高等学校	清東高
32	静岡県立清水西高等学校	清西高
33	静岡県立清水南高等学校	清南高
34	静岡県立静岡高等学校	静岡高
35	静岡県立静岡城北高等学校	静岡城高
36	静岡県立静岡東高等学校	静岡東高
37	静岡県立静岡西高等学校	静岡西高
38	静岡県立駿河総合高等学校	駿総高
39	静岡県立静岡農業高等学校	静岡農高
40	静岡県立科学技術高等学校	科技高
41	静岡県立静岡商業高等学校	静岡商高
42	静岡県立静岡中央高等学校	静岡中高
43	静岡県立焼津中央高等学校	焼中高
44	静岡県立焼津水産高等学校	焼水高
45	静岡県立清流館高等学校	清流館高
46	静岡県立藤枝東高等学校	藤東高
47	静岡県立藤枝西高等学校	藤西高

	48	静岡県立藤枝北高等学校	藤北高
	49	静岡県立島田高等学校	島高
	50	静岡県立島田工業高等学校	島工高
	51	静岡県立島田商業高等学校	島商高
	52	静岡県立金谷高等学校	金高
	53	静岡県立川根高等学校	川高
	54	静岡県立榛原高等学校	榛高
	55	静岡県立相良高等学校	相高
	56	静岡県立掛川東高等学校	掛東高
	57	静岡県立掛川西高等学校	掛西高
	58	静岡県立掛川工業高等学校	掛工高
	59	静岡県立横須賀高等学校	横高
	60	静岡県立池新田高等学校	池高
	61	静岡県立小笠高等学校	小笠高
	62	静岡県立遠江総合高等学校	遠江高
	63	静岡県立袋井高等学校	袋高
	64	静岡県立袋井商業高等学校	袋商高
	65	静岡県立磐田南高等学校	磐南高
	66	静岡県立磐田北高等学校	磐北高
	67	静岡県立磐田農業高等学校	磐農高
	68	静岡県立磐田西高等学校	磐西高
	69	静岡県立天竜高等学校	天竜高
	70	静岡県立浜松北高等学校	浜北高
	71	静岡県立浜松西高等学校	浜西高
	72	静岡県立浜松南高等学校	浜南高
	73	静岡県立浜松湖東高等学校	浜湖東高
	74	静岡県立浜松湖南高等学校	浜湖南高
	75	静岡県立浜松江之島高等学校	浜江高
	76	静岡県立浜松東高等学校	浜東高
	77	静岡県立浜松大平台高等学校	浜大高
	78	静岡県立浜松工業高等学校	浜工高
	79	静岡県立浜松城北工業高等学校	浜城工高
	80	静岡県立浜松商業高等学校	浜商高
	81	静岡県立浜名高等学校	浜名高
	82	静岡県立浜北西高等学校	浜北西高
	83	静岡県立浜松湖北高等学校	浜湖北高
	84	静岡県立新居高等学校	新高
	85	静岡県立湖西高等学校	湖西高
特別支援学校	1	静岡県立沼津視覚特別支援学校	沼視特
	2	静岡県立静岡視覚特別支援学校	静岡視特

3	静岡県立浜松視覚特別支援学校	浜視特
4	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	沼聴特
5	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	静聴特
6	静岡県立浜松聴覚特別支援学校	浜聴特
7	静岡県立御殿場特別支援学校	御特
8	静岡県立沼津特別支援学校	沼特
9	静岡県立富士特別支援学校	富特
10	静岡県立静岡北特別支援学校	静北特
11	静岡県立藤枝特別支援学校	藤特
12	静岡県立袋井特別支援学校	袋特
13	静岡県立浜松特別支援学校	浜特
14	静岡県立浜名特別支援学校	浜名特
15	静岡県立東部特別支援学校	東特
16	静岡県立中央特別支援学校	中特
17	静岡県立静岡南部特別支援学校	静岡南特
18	静岡県立西部特別支援学校	西特
19	静岡県立天竜特別支援学校	天特
20	静岡県立浜北特別支援学校	浜北特
21	静岡県立清水特別支援学校	清特
22	静岡県立吉田特別支援学校	吉特
23	静岡県立掛川特別支援学校	掛特
24	静岡県立伊豆の国特別支援学校	伊特
25	静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	浜み特

附 則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。